特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）		五
消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車		四　五
モータースィーパー及び除雪車		
タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの		四　三
小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）		
その他のもの		
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）		四
自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）		五
小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）		四　五
その他のもの		四
大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）		五
その他のもの		四
乗合自動車		五
被けん引車その他のもの		四
前掲のもの以外のもの		五
自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）		四
小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）		四
その他のもの		三
貨物自動車		四
ダンプ式のもの		五
その他のもの		五
報道通信用のもの		四
その他のもの		六
二輪又は三輪自動車		三
フォークリフト		五
その他のもの		二
その他のもの		八
測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	工具	一五
治具及び取付工具		三
前掲のもの以外のもの		三
その他のもの		一五
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	器具及び備品	八
事務机、事務いす及びキャビネット		五
主として金属製のもの		八
その他のもの		八
応接セット		五
接客業用のもの		八
その他のもの		六
ベッド		八
児童用机及びいす		五
陳列だな及び陳列ケース		八
冷凍機付又は冷蔵機付のもの		六
その他のもの		八
その他の家具		五
接客業用のもの		一五
その他のもの		八
主として金属製のもの		六
その他のもの		六
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器		五
冷房用又は暖房用機器		六
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器		四
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）		六
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品		三
じゆうたんその他の床用敷物		三
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの		三
その他のもの		六
室内装飾品		三
主として金属製のもの		一五
その他のもの		八
食事又はちゆう房用品		一五
陶磁器製又はガラス製のもの		八
その他のもの		
その他のもの		
主として金属製のもの		
その他のもの		